

## 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方（案）報告書のポイント

審議会の検討部会として設置された「町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」において検討した「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方（案）」について報告します。

検討部会では、2000年度以降に建設された町田市立小・中学校の現状と課題等を把握するために、8月下旬から9月上旬にかけて3回現地調査を行うとともに、調査対象校の教員に対してアンケート調査を実施しました。そして、市立小・中学校すべての学校施設の現状と課題等を把握するために、市立小・中校学校長・副校長を対象としたアンケート調査を実施しました。

これらの内容を踏まえて、検討部会で10回にわたる検討を行って取りまとめた内容が、資料4の「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方（案）報告書」となります。

### 第1章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方について

#### 1 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方とは

「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」）とは、学校統廃合等を契機とした学校施設の建て替え等を行う町田市立学校において、今後の町田市立学校における教育環境・生活環境づくりや放課後活動、市民生活の拠点としてのあり方を見据えた新たな学校づくりの基盤となる学校施設を整備するうえでの学校施設のあり方と、そのあり方を実現するうえで重視する事項について、基本的な考え方と施設機能別の整備方針をまとめたものです。

#### 2 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方の構成

基本的な考え方は、大きく「学校施設整備の基本理念」「学校施設整備の基本方針」で構成されており、その基本理念及び基本方針を具体化するための「町田市立学校 施設機能別整備方針」を定める構成としています。

特に「町田市立学校 施設機能別整備方針」は、学校施設整備時の設計において参照するとともに、社会環境の変化に対応した改訂を行うことを想定していることから、基本的な考え方から独立させました。

なお、都内（23区、26市）において、「町田市立学校 施設機能別整備方針」に相当する、学校施設機能にかかる諸室・スペースの構成について具体的に定めた整備方針を策定・公表している団体は、品川区、中野区、北区、板橋区、武蔵野市、府中市について町田市は7番目、多摩26市では3番目になります。

## 第2章 町田市立学校施設整備の基本理念

### 1 教育環境・生活環境づくりの基本理念

児童・生徒が、夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、目標に向かってたくましく生きることのできる力を育むために必要な、多様な学習形態に対応することができる環境や、主体的に体を動かしたくなる環境を整備します。

特に、児童・生徒が協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性や人間関係を形成する力を育むために、安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

「町田市教育プラン2019-2023」において教育目標として掲げている「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子」を育てるために必要な、主体的・対話的で深い学びを実現するための多様な学習形態に対応することができる環境や、体力を向上させるために学校生活において自ら体を動かしたくなる環境を整備します。

また、ICTを活用した教育活動が一層推進されることが見込まれる将来において、児童・生徒が学校に通学して学ぶ意味を考えた時に、協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力を育むことが特に重要となります。

このことから、防犯対策や施設の安全性といった安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、普通教室とその周辺におけるゆとりの確保や共有スペースの工夫等によって、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

### 2 放課後活動の拠点づくりの基本理念

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をする環境を整備します。

児童・生徒の保護者の就労の状況や本人の意思によって、放課後には様々な居場所や過ごし方があります。

このことから、小学校では、学童保育クラブや放課後子ども教室「まちとも」、中学校では部活動や地域未来塾などのような放課後活動の拠点の一つとして、防犯対策や施設の安全性を確保し、安心して様々な活動をする環境を整備します。

### 3 市民生活の拠点づくりの基本理念

多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動などを通じた連携・協働や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

また、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

地域と学校が連携・協働するためのスペースの確保や、学校施設のさらなる地域開放、他の公共施設等との複合化によって、多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動への支援や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

また、町田市立学校が町田市地域防災計画における指定避難施設と位置づけられていることを踏まえて、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

### 第3章 町田市立学校施設整備の基本方針

#### 1 学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備

学校用地の面積や法的要件、周辺環境の状況など、学校用地の条件に応じて教育環境を充実することができる施設整備を行う。

学校用地の広さや形状を自由に選ぶことができないことから、学校施設を整備する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件、周辺環境の状況などの様々な学校用地の条件においても、充実した教育環境を実現することができる施設整備を行います。

#### 2 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備

学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の児童・生徒の教育環境及び生活環境の変化や、放課後活動や市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行う。

学校施設を整備する場合、耐用年数に応じた期間使用することが想定されます。

しかし、長期的な環境変化を予測しながら学校施設を整備することは困難であることから、学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の教育内容・方法といった教育環境の変化や、児童・生徒の生活環境の変化、児童・生徒数の減少により生じた余裕教室の他用途への転用、放課後活動の拠点及び市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行います。

#### 3 ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備

学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行う。

整備した学校施設について、児童・生徒の良好な教育環境・生活環境を維持するには、学校整備後の管理費や修繕費を確保する必要があります。

しかし、学校施設は面積も広く施設数も多いため、整備費以外にも多額の管理費や修繕費を必要とすることから、学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行います。

## 第 4 章 町田市立学校 施設機能別整備方針のポイント

### 1 学級編制基準（資料 4 の 4 ページ参照）

学級編制基準について、下記の内容で各施設機能の室数、面積等を検討。

①小学校…全学年 1 学級あたり 35 人

②中学校…第 1 学年は 1 学級あたり 35 人、第 2、第 3 学年は 1 学級あたり 40 人

※学級編制基準が見直される場合には、整備方針に定める各施設機能の室数及び面積等の見直しを行うことを明記。

### 2 多目的スペースの整備（資料 4 の 5～7、11、19 ページ参照）

○小学校は、学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動や生活指導を充実させたり、児童にゆとりある生活環境をつくるために、学校用地にゆとりがある場合には、普通教室と一体的に使用することができるオープンスペース（可動式間仕切り）を整備。

※学校用地にゆとりがなく、オープンスペースの整備が困難な場合には、普通教室の面積を拡大して整備（ $64\text{ m}^2 \rightarrow 72\text{ m}^2$ ）。

○中学校は、学年単位の活動等を 3 学年同時に展開することができるようにするため、体育館及び武道場以外に多目的に使用することができる空間（多目的ホール）を整備。

※武道場は、学年集会や体育の授業を含めた運動などを行う多目的ホールを兼用することができる空間として整備。

### 3 普通教室周辺の機能拡充（資料 4 の 5、6、10、11 ページ参照）

○机の配置を自由に変えて協働的な学習がしやすくするために、普通教室の面積について、原則として小学校では 1 教室あたり  $72\text{ m}^2$  以上（オープンスペース整備校は  $68\text{ m}^2$  以上）、中学校では 1 教室あたり  $80\text{ m}^2$  以上の面積で整備。

小学校	オープンスペースあり： $64\text{ m}^2 \rightarrow 110.5\text{ m}^2$ *（約 1.7 倍） ※ $110.5\text{ m}^2$ は、教室前オープンスペース面積（ $8.5\text{m} \times 5\text{m}$ ）を加算 オープンスペースなし： $64\text{ m}^2 \rightarrow 72\text{ m}^2$ （約 1.1 倍）
中学校	$64\text{ m}^2 \rightarrow 80\text{ m}^2$ （約 1.2 倍）

○机周辺にある荷物を収納して協働的な学習がしやすくするために、拡大した普通教室内に、児童・生徒の学用品を収納できる十分なスペースを確保。

○大型提示装置（プロジェクタ型電子黒板）の活用を前提に、板書面はホワイトボードを整備。

### 4 特別支援教育環境の充実（資料 4 の 14 ページ参照）

○特別支援教育（特別支援学級、特別支援教室）の施設機能を明記。

### 5 ICT 環境の充実（資料 4 の 15 ページ参照）

○大型提示装置を普通教室、特別教室、特別支援学級、多目的ホール等に整備。

○校舎及び体育館等に教員と児童・生徒が使用することができるネットワーク環境を整備。

○学習者用コンピュータ（タブレット端末）の保管または充電スペースを整備。

### 6 学校図書館の機能拡充（ラーニングセンターの整備）（資料 4 の 9、13 ページ参照）

○学校図書館が有してきた図書の見学スペースに加えて、図書や ICT 等を活用しながら多様な学習活動を展開することができるラーニングルームを備えたラーニングセンターを整備。

### 7 職員室の機能拡充（学校を支えるチーム体制の推進）（資料 4 の 15、16 ページ参照）

○特別支援教育を担当する教員や教員以外に教育活動に携わる職員も含めて 1 つの職員室で

執務することができる面積で整備し、学校を支えるチーム体制を推進。

○職員室内に印刷・教材作成スペース及びコミュニケーションスペースを併設。

#### 8 コミュニティルームの整備（資料 4 の 17 ページ参照）

○学校と地域が協働する拠点及び学校支援ボランティア等の準備・更衣スペースとして「コミュニティルーム」を学校施設機能の一つとして位置づけて整備。

#### 9 放課後活動の充実（資料 4 の 21 ページ参照）

○学童保育クラブ及び放課後子ども教室「まちとも」を学校施設機能の一つとして位置づけて整備。

#### 10 防災拠点としての施設整備（資料 4 の 21 ページ参照）

○防災倉庫・防災備蓄倉庫を体育館と一体的・近接的に整備するなど災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備。

#### 11 地域開放・複合化への対応（資料 4 の 21、22 ページ参照）

○学校施設の地域開放や他の公共施設との複合化を想定し、児童・生徒の安全を確保するための区画及び動線設定の考え方を明記。

○地域開放棟または地域開放区画を管理運営するスタッフが執務を行うための学校管理員室を整備。

#### 12 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応（資料 4 の 23 ページ参照）

○計画した学校施設の延床面積が容積率に基づく建築可能延床面積を上回る場合や、校庭（屋外運動場）の確保が困難となる場合の対応方法を明記。

#### 13 諸室の構成及び規模の標準の明記（資料 4 の 24～29 ページ参照）

○施設機能別整備方針に基づいて学校を整備した場合の標準となる室数や施設機能別の面積（コマ数）について、学級数に応じて明記。